

子ども手当6月期振込のお知らせ

子ども手当は、引き続き支給されます

子ども手当は、9月分まで支給することが決定しました。
6月10日(金)に2~5月分を指定口座へ振り込みますので、通帳でご確認ください。

支給金額 子ども1人につき月額13,000円(平成23年9月分まで)
10月以降は未定です。
支給対象 0才から中学校卒業までの子ども(15才になった後の最初の3月31日まで)
支給月 平成23年6月(平成23年2~5月分)
平成23年10月(平成23年6~9月分)

次の方は申請が必要ですので、各庁舎窓口センター
または子育て支援課で手続きしてください。

出生などにより、新たに養育する子どもができた方
出生などにより、養育する子どもが増えた方
他の市町村から転入された方
支給先が変更になった方(公務員になられた方、
または公務員を辞められた方)
すでに受給していて、支給対象となる子どもの数
に変更がない方は、手続きは必要ありません。

平成23年6月の現況届の提出は不要です。

今後の手続きについては、国の方針が決定した後、
広報紙等でお知らせします。

問い合わせ 福祉部子育て支援課(社庁舎)
☎43-0408



子どもの発達何でも相談

学習や生活面で困っていることはありませんか。障害
者生活支援センターでは、臨床心理士による相談を行っ
ていますので、ご相談ください。(相談無料、要予約)

対象者 小学校1年生から18歳まで
申し込み・問い合わせ

障害者生活支援センター(社庁舎) ☎43-0443

時間	発達検査 (約2時間)		心理相談 (約1時間)
	13:30	15:30	14:30 15:30
場所	レポートやしろ		
開催月	開催日		
	第2木曜	第4木曜	第3水曜
6		23日	15日
7	14日	28日	20日
8	11日	25日	17日
9	8日	22日	21日
10		27日	19日
11		24日	16日
12	8日	22日	21日
1		26日	18日
2		23日	15日
3	8日	22日	21日

開催場所は変更になる場合がありますので、
申込時にご確認をお願いします。

児童扶養手当・特別児童扶養手当 支給額変更のお知らせ

平成23年4月1日付けで、支給額が下記のとおり
変更になりました。

定時支給の場合は、平成23年8月の支給(平成
23年4~7月分)から変更になります。

児童扶養手当	全部支給	41,550円/月
	一部支給	41,540円~ 9,810円/月

第2子は5,000円、第3子以降は1人につき
3,000円を加算します。

特別児童 扶養手当	1 級	50,550円/月
	2 級	33,670円/月

証書の記載について

すでに交付されている証書の記載金額については、
変更しません。証書により受給額を証明する必要
がある場合など、変更が必要な場合は、子育て支
援課までお申し出ください。

問い合わせ 福祉部子育て支援課(社庁舎)
☎43-0408